



## 「豊岡市歴史的建築物保存活用検討委員会」を設立 ～地域のかげがえのない財産を守る～

城崎温泉街の木造3階建て建築物を将来にわたって保全するため、「豊岡市歴史的建築物保存活用検討委員会」を設立する。

### 1 豊岡市歴史的建築物保存活用検討委員会の設立経緯

#### (1) 現状

ア 豊岡市景観計画において指定された城崎温泉景観形成重点地区内の木造3階建て建築物は約200軒（そのうち旅館は約60軒）に上る。国内でも有数の集積度を誇っており、情緒あふれる温泉街の景観を醸し出す重要な建築物ともなっている。

イ この建築物群は、北但大震災後に建てられた築50年以上のものが大半を占めており、多くの建築物が現行の建築基準法には合致していない、いわゆる「既存不適格建築物」となっている。このため、例えば1階部分を大規模に改築して飲食店にする等の用途変更は、現在の構造や景観を保持したままでは実施できないのが実情である。

ウ このように、現状では歴史的建築物（※1）を利活用する上での建築基準法の制約があることから、用途変更等が困難となっており、その結果として空き店舗の発生や駐車場化が散見するなど、優れた景観が損なわれる危機に直面している。

（※1）指定文化財にまで至らない建築物

#### (2) 国・県の動き

昨年10月、経済成長戦略の一環として、「より多くの歴史的建築物（※1）の活用等が円滑に行われるよう、建築審査会における個別の審査を経ずに、地方自治体に新たに設ける、歴史的建築物の活用等や構造安全性に係る専門家などから構成される専門の委員会等により、建築基準法の適用除外を認める仕組みを推進する」との方針を示した。

一方、今年5月1日には、兵庫県全域が医療をはじめとする国家戦略特別区域の指定を受けたことから、歴史的建築物に係る建築基準法の適用除外に加えて、旅館業法についても規制緩和が可能となっている。

#### (3) 市の取組み

市としては、先人が残してくれたかけがえのない財産である城崎温泉街の木造3階建て建築物を、将来にわたって保全する必要があると考えている。

このため、建築審査会を設置する県と連携を図りながら、有識者による「豊岡市歴史的建築物保存活用検討委員会」を設立し、安全かつ安心に利活用できる歴史的建築物の構造基準等の検討を進めていく。



## 2 検討委員会での検討事項

現行の建築基準法では構造計算で評価されていない伝統的構法の活用やハード整備のみに頼らない防災措置（例：人的活動による延焼防止策）等、城崎温泉地区の特性に見合った実行可能な対応策等を検討し、建築基準法第3条第1項第3項（※2）に規定する建築物として建築基準法適用除外に向けての検討を行う。

（※2 建築基準法抜粋）

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 （略）

二 （略）

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの。

四 （略）

## 3 第1回検討委員会の開催

### (1) 日時

平成26年6月28日（土）午後1時～

### (2) 場所

豊岡市役所城崎支所 2階 大会議室

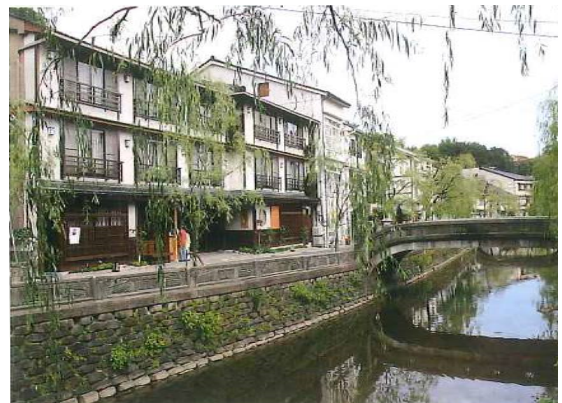
### (3) 内容

ア 検討委員会委員の委嘱

別紙、検討委員名簿（案）のとおり

イ 委員長、副委員長の選出

ウ 現地視察 等



柳並木の大谿川沿いの町並み

〔問合せ〕 豊岡市都市整備部都市整備課 Tel.0796-23-1712



## 豊岡市歴史的建築物保存活用検討委員会 委員(案)

区分	所属	氏名	
1 学識者	明石工業高等専門学校	八木 雅夫	教授
2 学識者	大阪大学	小浦 久子	准教授
3 学識者	関西大学	西澤 英和	教授
4 関係団体	特定非営利活動法人 日本伝統建築技術保存会	神田 定秀	副会長
5 関係団体	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 福祉のまちづくり研究所	北川 博巳	主任研究員
6 行政	兵庫県教育委員会	村上 裕道	事務局参事
7 行政	兵庫県住宅建築局建築指導課	竹田 茂	課長
8 行政	神戸市消防局予防部建築課	鈴木 健志	課長